

令和5年11月27日

記者発表資料

総務部  
財政部



# 令和5年第5回徳島市議会定例会 (提出議案等)

## 1 予算議案（7件） ※先議を必要とするもの

- ※① 令和5年度徳島市一般会計補正予算（第6号）
- ※② 令和5年度徳島市国民健康保険事業特別会計補正予算（第1号）
- ※③ 令和5年度徳島市職員給与等支払特別会計補正予算（第1号）
  - ④ 令和5年度徳島市一般会計補正予算（第7号）
  - ⑤ 令和5年度徳島市国民健康保険事業特別会計補正予算（第2号）
  - ⑥ 令和5年度徳島市食肉センター事業特別会計補正予算（第1号）
  - ⑦ 令和5年度徳島市市民病院事業会計補正予算（第1号）

## 2 条例議案（5件） ※先議を必要とするもの

- ※① 徳島市一般職の任期付職員の採用等に関する条例の一部を改正する条例を定めるについて
- ※② 徳島市職員の給与に関する条例の一部を改正する条例を定めるについて
- ※③ 徳島市会計年度任用職員の給与その他の給付に関する条例の一部を改正する条例を定めるについて
  - ④ 徳島市手数料条例の一部を改正する条例を定めるについて
  - ⑤ 徳島市国民健康保険条例の一部を改正する条例を定めるについて

## 3 単行議案（16件）

- ① 市道路線の廃止について《9路線》
- ② 市道路線の認定について《19路線》
- ③ 工事請負契約の締結について《認定こども園整備事業（富田地区）新築工事》
- ④ 工事請負契約の締結について《八万ポンプ場1号雨水ポンプ設備改築工事》
- ⑤ 工事請負契約の変更について《四国横断自動車道周辺対策事業小松1号水路改良工事（2工区）》

- ⑥ 財産の取得について《循環型トイレ及び雨水利用手洗設備一式》
- ⑦ 損害賠償額の決定について《徳島市民病院における医療事故》
- ⑧～⑯ 指定管理者の指定について《徳島駅前地下自転車駐車場外 8 件》

#### 4 報告（9件）

- ① 専決処分の報告について《令和5年度徳島市一般会計補正予算（第5号）》
- ② 専決処分の報告について《損害賠償額の決定について（物損事故：道路維持課）》
- ③ 専決処分の報告について《損害賠償額の決定について（物損事故：消防局東消防署）》
- ④ 専決処分の報告について《損害賠償額の決定について（物損事故：東部環境事業所業務課）》
- ⑤ 専決処分の報告について《損害賠償額の決定について（物損事故：道路維持課）》
- ⑥ 専決処分の報告について《損害賠償額の決定について（物損事故：教育研究所）》
- ⑦ 専決処分の報告について《損害賠償額の決定について（物損事故：体育保健給食課）》
- ⑧ 専決処分の報告について《損害賠償額の決定について（負傷事故：徳島市立高等学校事務局）》
- ⑨ 専決処分の報告について《工事請負契約の変更について（田宮西都市下水路築造工事（3工区）：河川水路課）》

## 令和5年度12月補正予算会計別総括表

### 一般会計補正予算（第6号）

【歳入】

（単位 千円）

款	補正前の額	補正額	計
11 地方交付税	11,263,000	396,720	11,659,720
15 国庫支出金	25,454,408	3,038,520	28,492,928
22 繰越金	650,895	72,743	723,638
歳入合計	111,332,695	3,507,983	114,840,678

【歳出】

（単位 千円）

款	補正前の額	補正額	計	補正額の財源内訳			
				特定財源			一般財源
				国・県	地方債	その他	
1 議会費	540,956	△1,674	539,282				△1,674
2 総務費	8,838,000	61,751	8,899,751				61,751
3 民生費	53,594,704	3,431,966	57,026,670	3,038,520			393,446
4 衛生費	10,751,788	△13,360	10,738,428				△13,360
6 農林水産業費	1,269,372	3,892	1,273,264				3,892
7 商工費	1,787,084	554	1,787,638				554
8 土木費	13,043,961	△2,000	13,041,961				△2,000
9 消防費	3,125,949	27,604	3,153,553				27,604
10 教育費	9,353,488	△750	9,352,738				△750
歳出合計	111,332,695	3,507,983	114,840,678	3,038,520			469,463

### 【うち給与改定等関係補正予算】

（単位 千円）

会計名	補正額
一般会計補正予算（第6号）	72,743
国民健康保険事業特別会計補正予算（第1号）	△11,786
職員給与等支払特別会計補正予算（第1号）	16,640
合計	77,597

※上記補正合計額から重複等を除く給与補正額 （事務効率化のために設置している職員給与等支払特別会計及び一般会計補正額のうち特別会計への繰出しを除いたもの）	72,743
--	--------

## 【うち給与改定等以外の補正予算】

《歳出款別事業別》

◎ 民生費	【3,435,240千円】
(1) エネルギー・食料品価格等物価高騰支援給付金事業費	2,633,520千円
(2) 子育て世帯物価高騰対策支援事業費	801,720千円

## 一般会計補正予算（第7号）

【歳入】

（単位 千円）

款	補正前の額	補正額	計
15 国庫支出金	28,492,928	502,085	28,995,013
16 県支出金	8,615,378	323,971	8,939,349
18 寄附金	606,630	125,000	731,630
21 市債	8,909,100	25,500	8,934,600
22 繰越金	723,638	318,759	1,042,397
歳入合計	114,840,678	1,295,315	116,135,993

【歳出】

（単位 千円）

款	補正前の額	補正額	計	補正額の財源内訳			
				特定財源			一般財源
				国・県	地方債	その他	
1 議会費	539,282	2,513	541,795				2,513
2 総務費	8,899,751	90,753	8,990,504	16,740	13,100		60,913
3 民生費	57,026,670	844,339	57,871,009	616,553	2,700		225,086
4 衛生費	10,738,428	334,477	11,072,905	189,097			145,380
6 農林水産業費	1,273,264	12,800	1,286,064		9,700		3,100
7 商工費	1,787,638	9,633	1,797,271	2,866			6,767
9 消防費	3,153,553	800	3,154,353	800			
歳出合計	114,840,678	1,295,315	116,135,993	826,056	25,500		443,759

《歳出款別事業別》

◎ 議会費	【2,513千円】
(1) 議会デジタル化推進事業費	2,513千円
◎ 総務費	【90,753千円】
(1) 庁舎災害対応機能強化事業費	15,477千円
(2) ふるさと応援寄附金事業費	58,536千円
(3) 附票システム改修費	16,740千円

◎ 民 生 費		【 844,339千円】
(1) 国民健康保険事業特別会計繰出金		25,275千円
(2) 障害福祉サービス給付費		795,022千円
(3) 特別障害者手当給付費		3,832千円
(4) 教育・保育施設等整備費補助		20,210千円
◎ 衛 生 費		【 334,477千円】
(1) 高齢者等定期予防接種費		59,397千円
(2) 予防接種健康被害給付費		65,281千円
(3) 子ども医療費医療扶助費		200,620千円
(4) 子ども医療費審査支払費		3,021千円
(5) 子ども医療費事務費		6,158千円
◎ 農林水産業費		【 12,800千円】
(1) 団体営基盤整備促進事業費補助		12,800千円
◎ 商 工 費		【 9,633千円】
(1) 中小企業事業継続支援事業費		3,900千円
(2) 旧眉山パークウェイ管理事務所解体費		5,733千円
◎ 消 防 費		【 800千円】
(1) オストメイトトイレ整備事業費		800千円
◎ 繰越明許費補正（追加）		
(1) 市長選挙執行事業		22,750千円
(2) 旧眉山パークウェイ管理事務所解体事業		5,733千円
(3) 排水施設新設改良事業		467,643千円
(4) 流域治水対策事業		20,000千円
(5) 都市下水路事業		516,970千円
(6) 徳島外環状道路周辺対策事業		230,850千円
(7) 四国横断自動車道周辺対策事業		509,967千円
(8) 耐震性貯水槽整備事業負担金		120,000千円
◎ 債務負担行為補正（追加）		
(1) 議会デジタル化推進事業	(限度額： 7,660千円 期間：令和5年度～令和10年度)	
(2) コミュニティセンター指定管理料	(限度額： 37,677千円 期間：令和5年度～令和8年度)	
(3) 教育・保育施設等整備費補助	(限度額： 384,014千円 期間：令和6年度)	
(4) 保育士IJU等就労支援事業	(限度額： 6,000千円 期間：令和5年度～令和6年度)	
(5) 学校トイレ洋式化事業	(限度額： 1,132,620千円 期間：令和5年度～令和8年度)	
(6) 川内中学校仮校舎整備等事業	(限度額： 298,090千円 期間：令和5年度～令和10年度)	
(7) 国府中学校仮校舎整備等事業	(限度額： 481,316千円 期間：令和5年度～令和9年度)	

## 国民健康保険事業特別会計補正予算（第2号）

### 【歳入】

（単位 千円）

款	補正前の額	補正額	計
1 国民健康保険料	3,817,101	△800	3,816,301
3 県支出金	17,622,596	1,122	17,623,718
5 繰入金	2,804,399	25,275	2,829,674
歳入合計	24,319,211	25,597	24,344,808

### 【歳出】

（単位 千円）

款	補正前の額	補正額	計
1 総務費	558,136	25,597	583,733
歳出合計	24,319,211	25,597	24,344,808

- ◎ 総務管理費 -----令和6年1月から導入される産前産後期間の保険料軽減措置や、自治体情報システム標準化に必要なシステム改修に係る所要の補正

25,597千円

## 食肉センター事業特別会計補正予算（第1号）

- ◎ 債務負担行為

食肉センター指定管理料（限度額：228,933千円 期間：令和5年度～令和8年度）

## 市民病院事業会計補正予算（第1号）

### 【収益的収入】

（単位 千円）

款	項	既決予定額	補正予定額	計
1 病院事業収益		11,582,219	35,873	11,618,092
	2 医業外収益	1,515,909	35,873	1,551,782

### 【収益的支出】

（単位 千円）

款	項	既決予定額	補正予定額	計
1 病院事業費用		11,677,727	318,873	11,996,600
	1 医業費用	11,290,469	283,000	11,573,469
	2 医業外費用	357,258	35,873	393,131

- ◎ 医業費用-----化学療法患者や、整形外科などの手術件数の増加に伴う材料費の不足に係る所要の補正

283,000千円

- ◎ 医業外費用-----医療事故による損害賠償金の支払いに伴う所要の補正

35,873千円



◎ 債務負担行為補正（追加）

- (1) 給食業務委託（限度額：49,000 千円 期間：令和6年度）
- (2) 医療事務業務委託（限度額：7,000 千円 期間：令和6年度）

## 令和5年度 12月補正予算の概要

### 一般会計補正予算（第6号）

※先議を必要とするもの

【 3, 507, 983千円】

(1) エネルギー・食料品価格等物価高騰支援給付金事業費〈健康福祉政策課〉	2, 633, 520千円
(2) 子育て世帯物価高騰対策支援事業費〈子育て支援課〉	801, 720千円
(3) 給与改定等関係費〈関係各課〉	72, 743千円

### 一般会計補正予算（第7号）

【 1, 295, 315千円】

(1) 議会デジタル化推進事業費〈議会事務局庶務課〉	2, 513千円
(2) 庁舎災害対応機能強化事業費〈財産管理活用課〉	15, 477千円
(3) ふるさと応援寄附金事業費〈企画政策課〉	58, 536千円
(4) 附票システム改修費〈住民課〉	16, 740千円
(5) 国民健康保険事業特別会計繰出金〈保険年金課〉	25, 275千円
(6) 障害福祉サービス給付費〈障害福祉課〉	795, 022千円
(7) 特別障害者手当給付費〈障害福祉課〉	3, 832千円
(8) 教育・保育施設等整備費補助〈子ども政策課〉	20, 210千円
(9) 高齢者等定期予防接種費〈健康長寿課〉	59, 397千円
(10) 予防接種健康被害給付費〈健康長寿課〉	65, 281千円
(11) 子ども医療費医療扶助費〈子育て支援課〉	200, 620千円
(12) 子ども医療費審査支払費〈子育て支援課〉	3, 021千円
(13) 子ども医療費事務費〈子育て支援課〉	6, 158千円
(14) 団体営基盤整備促進事業費補助〈耕地課〉	12, 800千円
(15) 中小企業事業継続支援事業費〈経済政策課〉	3, 900千円
(16) 旧眉山パークウェイ管理事務所解体費〈にぎわい交流課〉	5, 733千円
(17) オストメイトトイレ整備事業費〈危機管理課〉	800千円

### ※ 繰越明許費補正（追加）

(1) 市長選挙執行事業〈選挙管理委員会事務局〉	22, 750千円
(2) 旧眉山パークウェイ管理事務所解体事業〈にぎわい交流課〉	5, 733千円
(3) 排水施設新設改良事業〈河川水路課〉	467, 643千円
(4) 流域治水対策事業〈河川水路課〉	20, 000千円
(5) 都市下水路事業〈河川水路課〉	516, 970千円
(6) 徳島外環状道路周辺対策事業〈広域道整備課〉	230, 850千円
(7) 四国横断自動車道周辺対策事業〈広域道整備課〉	509, 967千円
(8) 耐震性貯水槽整備事業負担金〈危機管理課〉	120, 000千円

※ 債務負担行為補正（追加）

(1) 議会デジタル化推進事業〈議会事務局庶務課〉

徳島市議会議員が使用するタブレット端末のリース契約について、令和5年度中に契約を締結、令和6年度以降に支払義務が生じるため、債務負担行為を設定する。

（限度額：7,660千円、期間：令和5年度～令和10年度）

(2) コミュニティセンター指定管理料〈市民協働課〉

廃止する公民館3施設の事業をコミュニティセンターの事業として指定管理料に上乗せするため、債務負担行為を設定する。

（限度額：37,677千円、期間：令和5年度～令和8年度）

(3) 教育・保育施設等整備費補助〈子ども政策課〉

昭和地区における（仮称）私立昭和認定こども園の整備について、令和5年度及び令和6年度までの2か年事業として整備するため、令和6年度分について、債務負担行為を設定する。

（限度額：384,014千円、期間：令和6年度）

(4) 保育士IJU等就労支援事業〈子ども政策課〉

保育士の確保により、待機児童が発生しない持続可能な体制を構築するため、令和6年度から実施を予定している民間保育所等に就職する保育士等への新たな助成事業について、令和5年度に募集を開始するため、債務負担行為を設定する。

（限度額：6,000千円、期間：令和5年度～令和6年度）

(5) 学校トイレ洋式化事業〈教育総務課〉

市立小学校及び中学校のトイレ洋式化改修工事について、令和8年度までを期間として事業を実施するため、債務負担行為を設定する。

（限度額：1,132,620千円、期間：令和5年度～令和8年度）

(6) 川内中学校仮校舎整備等事業〈教育総務課〉

川内中学校校舎の長寿命化工事に伴う、仮設校舎のリース契約について、令和5年度中に契約を締結、令和6年度以降に支払義務が生じるため、債務負担行為の補正を行う。

（限度額：298,090千円、期間：令和5年度～令和10年度）

(7) 国府中学校仮校舎整備等事業〈教育総務課〉

国府中学校校舎の長寿命化工事に伴う、仮設校舎のリース契約について、令和5年度中に契約を締結、令和6年度以降に支払義務が生じるため、債務負担行為の補正を行う。

（限度額：481,316千円、期間：令和5年度～令和9年度）

【一般会計予算総額】

補正前の額	補正額	計
111,332,695千円	4,803,298千円	116,135,993千円

【一般会計補正予算の対前年度比較】

(単位 千円)

区 分	令和4年度	令和5年度	増減額
12月 補正計上額	3,247,837	4,803,298	1,555,461
12月 補正後予算額	114,451,717	116,135,993	1,684,276

国民健康保険事業特別会計補正予算(第1号)

※先議を必要とするもの

給与改定等に係る所要の補正を行う。

【△11,786千円】

1 総務費……………△11,786千円

国民健康保険事業特別会計補正予算(第2号)

令和6年1月から導入される産前産後期間の保険料軽減措置や、自治体情報システム標準化に必要なシステム改修に係る所要の補正を行う。

【25,597千円】

1 総務費……………25,597千円

補正前の額	補正額	計
24,330,997千円	13,811千円	24,344,808千円

食肉センター事業特別会計補正予算(第1号)

※ 債務負担行為

(1) 食肉センター指定管理料

指定管理者の指定に伴い、指定管理料の支払義務が生じるため、債務負担行為を設定する。

(限度額：228,933千円、期間：令和5年度～令和8年度)

市民病院事業会計補正予算(第1号)

化学療法患者や、整形外科などの手術件数の増加に伴う材料費の不足及び、医療事故による損害賠償金の支払いに伴い、所要の補正を行う。

【収益的支出】

- 1 医業費用（材料費）…………… 283,000千円
- 2 医業外費用（雑損失）…………… 35,873千円

補正前の額	補正額	計
11,677,727千円	318,873千円	11,996,600千円

※ 債務負担行為補正（追加）

(1) 給食業務委託

食料品価格の高騰等による、徳島市民病院給食業務の委託契約増額分について、債務負担行為を設定する。

（限度額：49,000千円、期間：令和6年度）

(2) 医療事務業務委託

人件費の増加等による、徳島市民病院医療事務業務の委託契約増額分について、債務負担行為を設定する。

（限度額：7,000千円、期間：令和6年度）

## 令和5年第5回徳島市議会定例会 (条例議案の概要説明)

- ① 徳島市一般職の任期付職員の採用等に関する条例の一部を改正する条例を定めるについて

特定任期付職員の給与について、次のとおり改正する。

### 1 給料月額の改正

本市の特定任期付職員の給与を次のとおり改正する。

号給	改正案	現行
1	380,000円	376,000円
2	427,000円	422,000円
3	477,000円	472,000円
4	539,000円	533,000円
5	615,000円	608,000円
6	718,000円	710,000円
7	839,000円	830,000円

### 2 期末手当の支給割合の改正

- (1) 期末手当の支給割合を100分の170（現行 100分の165）とする。
- (2) 令和5年12月に支給する期末手当に限り、その支給割合を100分の175とする。

### 3 施行期日等

- (1) 公布の日から施行する。ただし、前記2の(1)については、令和6年4月1日から施行する。
- (2) 前記1については令和5年4月1日から、前記2の(2)については同年12月1日から適用する。

- ② 徳島市職員の給与に関する条例の一部を改正する条例を定めるについて

一般職の職員の給与について、次のとおり改正する。

#### 1 給料月額の改正

一般職の職員に適用される給料表に規定する給料月額を平均1.03%増額改正する。

#### 2 期末手当の支給割合の改正

- (1) 期末手当の支給割合を100分の122.5（現行 100分の120）とし、定年前再任用短時間勤務職員及び任期付職員については100分の68.75（現行 100分の67.5）とする。
- (2) 令和5年12月に支給する期末手当に限り、その支給割合を100分の125とし、定年前再任用短時間勤務職員及び任期付職員については100分の70とする。

#### 3 勤勉手当の支給割合の改正

- (1) 勤勉手当の支給割合を100分の102.5（現行 100分の100）とし、定年前再任用短時間勤務職員及び任期付職員については100分の48.75（現行 100分の47.5）とする。
- (2) 令和5年12月に支給する勤勉手当に限り、その支給割合を100分の105とし、定年前再任用短時間勤務職員及び任期付職員については100分の50とする。

#### 4 施行期日等

- (1) 公布の日から施行する。ただし、前記2の(1)及び前記3の(1)については、令和6年4月1日から施行する。
- (2) 前記1については令和5年4月1日から、前記2の(2)及び前記3の(2)については同年12月1日から適用する。

### ③ 徳島市会計年度任用職員の給与その他の給付に関する条例の一部を改正する条例を定めるについて

会計年度任用職員の期末手当について、次のとおり改正する。

#### 1 期末手当の支給割合の改正

- (1) 期末手当の支給割合を100分の130（現行 100分の127.5）とする。
- (2) 令和5年12月に支給する期末手当に限り、その支給割合を100分の132.5とする。

#### 2 施行期日等

- (1) 公布の日から施行する。ただし、前記1の(1)については、令和6年4月1日から

施行する。

(2) 前記1の(2)については、令和5年12月1日から適用する。

④ 徳島市手数料条例の一部を改正する条例を定めるについて

戸籍法の改正に伴い、次のとおり改正する。

1 手数料の新設

(1) 戸籍電子証明書提供用識別符号の発行に係る手数料を1件につき400円とする。

(2) 除籍電子証明書提供用識別符号の発行に係る手数料を1件につき700円とする。

(3) (1)及び(2)の手数料は、当該識別符号の発行を情報提供等記録開示システムで行う場合又は同一事項の戸籍若しくは除籍の謄本若しくは抄本若しくは戸籍証明書若しくは除籍証明書の交付と同時に行う場合は徴収しない。

2 所要の改正

条例中の「磁気ディスクをもって調製された戸籍に記録されている事項の全部若しくは一部を証明した書面」の用語を「戸籍証明書」に改める等、所要の改正をする。

3 施行期日

戸籍法の一部を改正する法律附則第1条第5号に掲げる規定の施行の日から施行する。

⑤ 徳島市国民健康保険条例の一部を改正する条例を定めるについて

国民健康保険法施行令の改正に伴い、出産予定及び出産後の被保険者に係る保険料について、次のとおり改正する。

1 国民健康保険料の減額

原則、世帯主が出産する予定の被保険者又は出産した被保険者に関する届出を市長に提出したときは、出産予定日又は出産日の属する月の1月前から4箇月分の当該被保険者に係る保険料の所得割額及び被保険者均等割額を減額する。

2 施行期日等

令和6年1月1日から施行し、令和6年1月以後の期間の保険料について適用する。